

習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し、習志野市個人情報保護条例（平成10年条例第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の独自利用）

第4条 法第9条第2項の規定により、別表第1の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（法別表第2の事務処理のための同一機関内における利用）

第5条 市長、教育委員会又は農業委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを、利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（独自利用事務等の処理のための同一機関内における利用）

第6条 別表第2の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の

右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関の保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第7条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

(書面提出義務の解除)

第8条 次に掲げる場合において、他の条例等（条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項の規程を含む。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する千葉県条例及び規則をいう。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(1) 法第19条第14号の規定による特定個人情報の提供があった場合

(2) 第5条又は第6条の規定による特定個人情報の利用を行う場合

(3) 前条の規定による特定個人情報の提供を行う場合

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条中

情報提供ネットワークシステムに係る部分並びに第 8 条第 1 号の規定は、法附則第 1 条第 5 号に定める日から施行する。

別表第1（第4条）【例】

| 機関 | 事務 |
|------|---|
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第 2（第 6 条）【例】

| 機 関 | 事 務 | 特 定 個 人 情 報 |
|------|---|--|
| 1 市長 | <p>児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> |

別表第3（第7条）【例】

| 1 情報照会機関 | 2 事務 | 3 情報提供機関 | 4 特定個人情報 |
|----------|---|----------|---------------------|
| 1 教育委員会 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |